



国税庁チャットボット
税務員ふたば

申告期間は 2月16日(水)～3月15日(火)

税の申告・相談



問い合わせ先 町県民税 所得税 税務会計課 税務室 ☎26-2237 (直通)
高崎税務署 ☎027-322-4711

申告が必要か確認しましょう

スタート

令和4年1月1日現在
吉岡町に住んでいましたか?

いいえ

吉岡町への申告は不要です。
令和4年1月1日に住んでいた市町村へ相談してください。

はい

令和3年中に、どのような収入がありましたか?

主に給与

主に営業・農業・不動産

主に公的年金

収入なし

非課税所得のみ
(遺族年金・障害年金・
失業給付金など)

給与収入が
2,000万円を超えている

はい

いいえ

A

勤務先は1カ所だけで、
年末調整をしている
(複数であっても、年末調整で
合算している場合は「はい」)

はい

給与以外の所得がある

はい

給与以外の所得が
20万円を超えている

はい

A

いいえ

B

所得金額が所得税の
控除額合計より大きい

はい

いいえ

A

B

控除の追加がある

はい

いいえ

いいえ

A

いいえ

C

勤務先から吉岡町に
「給与支払報告書」が
提出されている

はい

いいえ

C

B

年金収入が
400万円を超えている

はい

A

年金以外の所得がある

はい

年金以外の所得が
20万円を超えている

はい

A

いいえ

B

はい

C

いいえ

B

判定結果

- Aの人**
所得税の確定申告をしてください。
- Bの人**
町県民税の申告をしてください。
- Cの人**
申告の必要はありません。

※医療費控除などを受ける人は申告が必要です。
※年末調整での住宅借入金等特別控除により源泉所得税が無い人で、ふるさと納税や医療費控除などの申告をする場合は、所得税の確定申告をしてください。町県民税申告では原則対応できません。

※フローチャートは一般的な例です。不明な点は税務室にお問い合わせください。

自宅でパソコン・スマホから申告しましょう

URL <https://www.keisan.nta.go.jp>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、確定申告は自宅でパソコンやスマホからお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することで、申告書を作成できます。作成した申告書は、マイナンバーカードなどを使って e-Tax (電子申告) で送信、または印刷して税務署へ提出できます。

スマホ申告のメリット

- シンプルな入力画面!
- 税額まで自動計算!
- どこからでも送信!
申告会場・税務署に向く必要なし
- 確定申告期間中は
24時間いつでも利用可能!



スマホでの
申告はこちら



マイナンバーカードとスマートフォン
(マイナンバーカード読取対応) で申告
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

作成方法は **動画でチェック!**

動画で見る確定申告

検索



申告に必要なもの

- 申告書
- 本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など)
- 個人番号確認書類
(マイナンバーカード・通知カードなど)
- 本人名義の預金通帳
(初めて振替納税・還付申告をする場合)

※個人番号関係書類として
マイナンバーカードを提示
すれば、本人確認書類は
不要です

【収入が分かる書類】

- ・源泉徴収票(給与・年金など) ☆
- ・賃金支払報告書(日雇者など)
- ・収支内訳書
(営業・農業・不動産などの収入がある場合)
- ・肉用牛売却証明書
- ・その他の収入明細書 ☆

※平成31年4月1日以降、申告の際に上記☆の書類の添付が不要となりましたが、相談時には必要となりますので、忘れずにお持ちください。

【控除に必要な書類】

- ・社会保険料額の分かるもの
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・その他の証明
(障害者手帳・学生証・在学証明書など)

※すでに年末調整でこれらの控除を受けている場合は、添付または提示は不要です。

- ・医療費控除の明細書
(領収書の提出は不要ですが、5年間
は保存する必要があります。)

申告前に申請・発行を

65歳以上の障害者控除対象者の認定

身体障害者手帳や療育手帳などがなくても、同等の障害があると認定された場合は、所得税や町県民税の障害者控除の対象となることがあります。申請により認定された人には、障害者控除対象者認定書を交付します。

※手帳所持者は、認定書の発行は不要です。

▶**対象** 令和3年12月31日現在(令和3年中に死亡した人は死亡日現在)、町内在住の65歳以上の人で要介護認定を受けているか、介護認定を受けていなくても6カ月以上寝たきりの状態にあることが証明できる人で、町の障害者控除認定基準に該当する人
※要介護の認定を受けている人全員が障害者控除の対象になるわけではありません。

▶交付申請

介護高齢室にある用紙で申請してください。

医療費控除用おむつ使用の証明

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用は、所得税や町県民税の医療費控除の対象になります。控除を受けるには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、次の①～③に全て当てはまる人は、町が発行する「介護保険の主治医意見書の確認書」でも控除を受けることができます。

▶介護保険の主治医意見書の対象

- ①控除を受けたことがあり、2年目以降の人
- ②介護保険の要介護認定を受けている人
- ③主治医意見書の記載内容が一定条件(寝たきり状態であることおよび尿失禁があること)に該当している人

▶交付申請

介護高齢室にある用紙で申請してください。

問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)

役場での申告

【受け付けできないもの】

- ①令和3年分以外の確定申告をする人
- ②山林所得や譲渡所得(土地・建物、株式など)がある人
- ③住宅借入金等特別控除を受ける人(年末調整で控除を受けている場合は除く)
- ④東日本大震災により住宅などに被害を受けて所得税の軽減・免除を受ける人
- ⑤青色申告をする人
- ⑥ふるさと納税を申告する人

※町で受け付けできないものは、パソコンやスマホから手続きするか、高崎税務署が開設する会場にて申告してください。

場 所 コミュニティーセンター 2階大ホール



役場南側の
建物です。

※2階へ上るのが困難な人や、特に申告すべき収入などがなく相談だけしたい人は、役場税務室(①番窓口)へお越しください。

受付時間 8:45~11:15、13:15~15:15

※混雑具合により、受け付け終了時間が早まる場合があります。

〈お願い〉

①新型コロナウイルス感染リスク軽減のための対応について

- ・滞在時間短縮のため、収支内訳書、医療費控除明細書は必ず事前に作成してください。
- ・会場入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した場合には入場をお断りさせていただきます。発熱症状などにより体調がすぐれない人は、無理をせずに、後日申告をしてください。
- ・会場ではマスクを常時着用し、会場入口で手指の消毒をお願いします。
- ・会場には、必要最小限の人数で来てください。

②町会場での作成・受け付け分確定申告書の税務署への電子的送付について

所得税等還付金がある場合の還付時期早期化を図るため、令和4年以降受け付けの確定申告書を税務署へ電子的に送付します。なお、電子的に送付するためには申告者個々に所定の手続きをする必要があります。

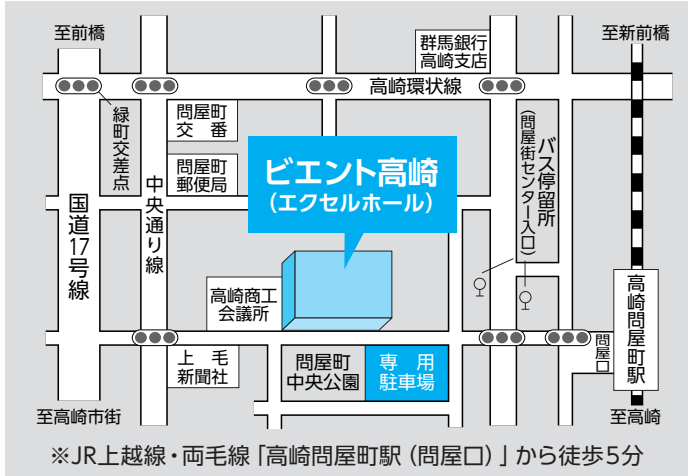
※注意事項：駐車場などで職員が口座番号、暗証番号などを聞き取ることは絶対にありません。不特定多数の人が出入りする場所ではご注意ください。

地区別日程表

対象地区	期 日	
小倉	2月16日(水)	
上野原	2月17日(木)	
上野田	2月18日(金)	
下野田	北部全部	2月21日(月)
	原、宮下、中部	2月22日(火)
北下	2月24日(木)	
南下・陣場	2月25日(金)	
大久保寺下	2月28日(月)	
大久保寺上	中町、上町、田端	3月1日(火)
	三津屋1・2区	3月2日(水)
	三津屋3・4区、町営住宅	3月3日(木)
溝祭	溝祭南部一・二・三区	3月4日(金)
	溝祭中部、北部1・2区	3月7日(月)
駒寄	駒寄東・西、駒寄台東・中・西	3月8日(火)
	瀬来東・西	3月9日(水)
漆原西	3月10日(木)	
漆原東	3月11日(金)	
上記日程で都合がつかない人	3月14日(月)	
	3月15日(火)	

高崎税務署が設置する会場での申告

場 所 **イベント高崎エクセルホール**
(高崎市問屋町 2-7)



ふるさと納税をした人へ

次のいずれかに当てはまる人は、ワンストップ特例制度の適用を受けられないため、ふるさと納税に係る寄附金控除を含めて所得税の確定申告が必要です。

- ふるさと納税に係る寄附金控除を含めず、所得税の確定申告・町県民税の申告をした人
- 6団体以上の自治体にふるさと納税をした人
- ワンストップ特例申告書を提出したが、記載住所などに不備があった人

- 申告期間中は、高崎税務署での相談・申告はできません。
- 会場では、ご自身でパソコンなどを操作して確定申告書を作成します。

期 間

2月14日(月)～3月15日(火)

※⊕・⊙・⊗を除く。

ただし、2月20日⊕・2月27日⊙は開場。

受付時間

8:30～16:00 (相談開始は9:00～)

※混雑具合により、受け付け終了時間が早まる場合があります。

問い合わせ先

高崎税務署 ☎027-322-4711

※自動音声案内に従い、該当の番号を選択してください。

新型コロナウイルス感染リスク軽減のための入場制限

申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場での当日配布かLINEアプリを通じたオンラインでの事前発行により取得できます。その他詳細については、国税庁ホームページを確認するか、税務署へお問い合わせください。

● 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

LINEを通じた入場整理券を優先して事前発行します(会場で当日券の発行もあります)。なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

「国税庁 LINE 公式アカウント」は
こちらから追加



LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。



確定申告書等作成コーナー
はこちら

作成動画はこちら

入場整理券のオンライン
事前発行はこちら

※画面はイメージです。